二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第四項第一号の農用地利用集積等促進事業	（新設）
三　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第三項の農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条各号に掲げる事業	（新設）
（経営移譲年金の加算額の支給停止事由を生じない第一種加算対象農地等の使用収益権の移転等）	（経営移譲年金の加算額の支給停止事由を生じない第一種加算対象農地等の使用収益権の移転等）
第三十五条の四十　令第十二条の三第一項第二号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。	**第三十五条の四十**　令第十二条の三第一項第二号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
十四　前各号に掲げるもののほか、農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は基金がする使用収益権の移転又は設定	十四　前各号に掲げるもののほか、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構又は基金がする使用収益権の移転又は設定
2　（略）	2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、この省令による改正後の独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則第三十五条の十九中「こと」とあるのは、「こと又は特定処分対象農地等について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第一項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権の設定等（同法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第三項第一号の利用権の設定等をいう。）が行われたこと」とする。

○農林水産省令第二十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第十号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八条第一項第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣　野村　哲郎

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）	（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）
第四条の五　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。	**第四条の五**　令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～二十二　（略）	一～二十二　（略）
二十三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。）	二十三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電の用に供する電気工作物を除く。）
二十四～二十八　（略）	二十四～二十八　（略）
2　（略）	2　（略）